

## 玉名市告示第7号

### 玉名市物価高騰に伴う障害福祉事業所運営費支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ禍等における原油価格の高騰及び物価高騰の影響を受けている障害福祉事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、本市の区域内（以下「市内」という。）に存する障害福祉事業所等に対し、予算の範囲内において玉名市物価高騰に伴う障害福祉事業所運営費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する障害福祉事業所等とする。

- (1) 令和4年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、別表事業種別の欄に掲げる事業を行う障害福祉事業所等を市内に有していること。
- (2) 補助金の申請を行う日時点において事業を廃止し、又は休止していないこと。
- (3) 基準日以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。
- (4) 玉名市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援事業実施要綱（令和4年告示第105号）の規定による支援金の支給を受けていないこと。

#### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1事業所当たり別表事業種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

- 2 事業所の同一敷地内に別表事業種別の欄に掲げる事業を行う複数の建築物を有する場合は、当該建築物を1事業所とみなす。
- 3 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

#### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期限までに、市長が別に定める様式に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

#### (交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上交付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を

交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業種別	補助金額
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び療養介護	50,000円
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び地域活動支援センター	100,000円
共同生活援助、短期入所及び施設入所支援	200,000円